

合併しないといふことになる? 新津市財政シミュレーション

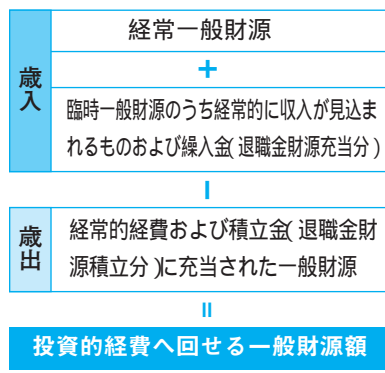
八月一日と十五日合併号でお知らせしたとおり、新津市の財政は厳しい状況にあります。この状況は今後も続くものと考えられ、効率的で計画的な行政運営が求められています。そのため、市の財政が今後どのように変化していくかを予測し、将来の財政計画や施策に反映させるために「財政シミュレーション」を策定しましたので、その結果をお知らせします。

財政シミュレーションとは

地方自治体が多様な行政ニーズに適切に対応し、主体的なまちづくりを進めていくためには、一般財源から継続的・固定的な人件費や公債費(長期借入金)である市債の償還金などの経常的経費を除いて残る投資的経費(道路など社会資本の整備に要する経費)の確保が重要となります。そこで、長期的な視点で投資的経費に回すことのできる一般財源、用途が特定されていない自由に使え(財源)の規模と主要な財政指標の推移を試算し、今後の財政上の課題を明らかにするための指標の一つが財政シミュレーションなのです。

また、この財政シミュレーションは新津市単独で推計されているため、市町村合併をしなかった場合における財政状況の推移を示すことにもなります。

▼推計の前提条件
・現行の税財政制度が今後も続くものと仮定しています。



・臨時的性格が強い収入である基金繰入金や繰越金も一定額だけを加えています。従って、その規模によっては投資的経費へ回せる一般財源額が、推計額よりも増加する可能性があります。

・一般会計ベースで策定しています。

・項目別の推計手法
歳入および歳出とも各項目ごとに過去の実績などを参考とし、不確定な部分は仮定をもとに試算しています。

▼推計の方法
投資的経費へ回せる一般財源額の算出式は次のとおりです。

◆財政推計値

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
歳入	經常一般財源	地方税	6,025.0	6,040.0	5,830.0	5,870.0	5,900.0	5,910.0	5,960.0	6,000.0	6,040.0	6,080.0	6,120.0
		地方譲与税	320.0	320.0	320.0	320.0	324.8	329.7	334.6	339.6	344.7	349.9	355.2
		利子割交付金	63.0	63.0	63.0	63.0	63.9	64.9	65.9	66.9	67.9	68.9	69.9
		地方消費税交付金	470.0	470.0	470.0	470.0	477.1	484.2	491.5	498.8	506.3	513.9	521.6
		ゴルフ場利用税交付金	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
		自動車取得税交付金	140.0	140.0	140.0	140.0	142.1	144.2	146.4	148.6	150.8	153.1	155.4
		地方特例交付金	226.7	226.7	222.4	222.4	223.5	224.5	225.6	225.6	225.6	225.6	225.6
		地方交付税(普通交付税)	5,239.2	5,127.0	5,250.9	5,160.9	4,906.4	4,802.7	4,636.4	4,634.1	4,665.2	4,710.7	4,679.7
		交通安全対策特別交付金	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		使用料(道路占用料、市営住宅使用料の1/2)	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6	67.6
		財産収入(土地、建物貸付収入)	41.6	31.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4
		諸収入(市預金利息)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		小計	12,623.3	12,515.9	12,415.5	12,365.5	12,157.0	12,079.4	11,979.6	12,032.9	12,119.8	12,221.3	12,246.7
	臨時一般財源で經常的に収入されるもの	地方交付税(特別交付税)	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2	518.2
繰入金		0.0	0.0	0.0	300.0	300.0	600.0	300.0	0.0	0.0	200.0	0.0	
繰越金		300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	300.0	
地方債(減税補てん償、臨時財政対策債)		1,356.1	1,356.1	1,362.4	1,362.4	1,362.8	1,363.2	1,363.6	1,367.6	1,367.6	1,367.6	1,367.6	
諸収入(市税延滞金)	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8		
小計	2,180.1	2,180.1	2,186.4	2,486.4	2,486.8	2,787.2	2,487.6	2,191.6	2,191.6	2,391.6	2,191.6		
歳入合計	14,803.5	14,696.0	14,601.9	14,851.9	14,643.8	14,866.7	14,467.2	14,224.5	14,311.5	14,612.9	14,438.3		
歳出	經常的経費	人件費	3,594.5	3,466.2	3,602.7	4,038.1	3,982.0	4,243.3	3,911.9	3,568.6	3,479.4	3,822.2	3,651.8
		物件費	2,183.4	2,256.8	2,122.8	2,122.3	2,132.9	2,143.6	2,154.3	2,165.1	2,175.9	2,186.8	2,197.7
		維持補修費	342.3	342.1	314.7	318.4	318.4	318.4	318.4	318.4	318.4	318.4	318.4
		扶助費	958.0	957.8	986.4	990.7	1,021.6	993.5	995.6	997.6	998.4	998.4	996.8
		補助費	718.8	722.3	709.4	716.6	733.6	706.7	671.3	663.4	690.0	643.6	638.5
		公債費	3,045.8	2,943.4	2,676.7	2,514.4	2,521.8	2,484.2	2,309.0	2,223.8	2,242.9	2,239.9	2,296.2
		繰出金	3,015.4	3,154.9	3,172.3	3,193.6	3,163.7	3,257.1	3,260.2	3,195.4	3,222.9	3,247.3	3,196.1
積立金	200.0	100.0	300.0	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0	200.0	200.0	200.0		
歳出合計	14,058.2	13,943.4	13,885.0	14,094.1	13,973.9	14,246.9	13,720.8	13,332.3	13,327.9	13,656.5	13,495.7		
投資的経費へ回せる一般財源額	745.3	752.6	716.9	757.8	669.9	619.8	746.4	892.2	983.5	956.4	942.6		

投資的経費へ回せる一般財源額の過去5年間の平均額は、1,077.1(百万円)となります。10万円未満を四捨五入しているため、計が合わない場合があります。

各種事務事業の調整方針

227項目の事務事業のうち、今回の20項目を含め225項目の調整方針が決まりました(残り2項目)。

事業名	種別	現在のサービス水準との比較
■保健福祉		
放課後児童健全育成事業	独自	-
地域子育て支援事業	独自	
ファミリーサポートセンター運営事業	なし	
重度心身障害者医療費助成事業	経過	↘
障害者紙おむつ支給事業	適用	↗
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	なし	
高齢者在宅介護支援センター運営事業	統一	
高齢者介護予防・生活支援事業	統一	-
生きがいデイサービス事業	独自	
敬老事業	廃止	↘
高齢者等福祉バス運行事業	適用	↗
コミュニティデイホーム事業	独自	

事業名	種別	現在のサービス水準との比較
■保健福祉(続き)		
国民健康保険料率・納期等の状況	調整中	
国民健康保険給付事業	経過	-
妊産婦・幼児医療費助成事業	経過	↘
健康診査・がん検診事業	統一	-
総合健康診断事業	なし	
歯科保健事業	経過	↘
精神障害者医療費助成事業	調整中	
救急医療の体制	経過	
■住民生活		
消防団の体制	統一	-
■都市整備		
下水道事業受益者負担金の状況	統一	↗

「適用」... 新津市に同様の制度がなく、合併後、新潟市の制度をもって実施する場合。
「統一」... 新津市に同様の制度があるが、合併後、新潟市の制度をもって実施する場合。
「経過」... 新津市の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。
「なし」... 新潟市および新津市に制度がなく、合併後も制度を設けない場合。
「なし」... 合併後、新市として制度を検討する。

*右端の記号の説明

合併後のサービス水準が当市の現在と比較して、
「↗」... 向上するもの。
「↘」... 同程度のもの。
「↖」... 低下するもの。
「-」... 一概には比較できないもの。

一部事務組合の取り扱い

新津市に関わるもののみ抜粋

新潟県消防団員等公債組合

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

新潟県市町村職員共済組合

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。ただし、その制度の内容については、今後検討する。

新津地域土地開発公社

合併の前日の終了をもって解散し、財産および事務は、すべて新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

新津市・小須戸町・田上町基幹水利施設管理事務協議会

合併の前日の終了をもって解散し、新潟市が田上町の事務委託を受けた上で当該施設を管理する。

新潟地区消防応援協議会

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町および西川町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

慣行の取り扱い

消防出初式

新潟市の制度に統一する。ただし、各地域においても、必要に応じ出初式を実施する。